

「札幌市における関係人口施策の在り方に関する調査・分析等業務」
企画競争提案説明書

令和8年札幌市告示第2970号に基づく企画競争については、札幌市契約規則、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令等に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年7月27日

2 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階南側）
札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 未来創生担当課 人口減少対策担当係
電話 011-211-2338
メールアドレス miraisousei@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称 札幌市における関係人口施策の在り方に関する調査・分析等業務

(2) 目的

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、活力ある社会を維持していくことを目指し、平成26年（2014年）に基本理念や国などの責務等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」を制定した。

令和7年（2025年）6月には、10年間の地方創生の成果を継承・発展させつつ、今後10年間の方向性を示す「地方創生2.0基本構想」を、同年12月には、地方創生施策の推進戦略を取りまとめた「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（以下、「総合戦略」という。）」を策定し、更なる地方創生を推進しているところである。

総合戦略において国は、人口減少を正面から受け止め、そのような状況でも社会・経済が機能する「適応」という考えのもと、関係人口の量的拡大・質的向上を施策の一つとして掲げ、ふるさと住民登録制度の創設などによる環境整備を進めていく考えである。

これまで本市では、関係人口創出に向けた取組として、さっぽろ連携中枢都市圏における人材交流の促進など、主に北海道内に対する関係人口創出に向けた取組を行ってきたところであるが、首都圏など北海道外に対する施策は、移住に係るイベントの実施などに留まっている状況である。

このような中、札幌市は、2021年をピークに人口減少が進行し、合計特殊出生率が政令指定都市の中でも低位に位置することに加えて、20代の道外転出超過など、厳しい状況が続いている。そのため、将来的に担い手が不足する中でも社会・経済活動を支える役割を果たす関係人口について、その創出・拡大に向けた施策を検討する必要がある。

以上のことから、本業務は、札幌市の関係人口創出に係るポテンシャルや関係人口となるに際して求められているニーズ等を調査・研究し、札幌市が取り組むべき関係人口施策の在り方の検討に向けた基礎資料を作成するものである。

(3) 業務内容等 別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 予算額(事業規模)

5, 000, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

4 企画競争参加資格

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(6)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(6) ((4)を除く) の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- (6) 過去5年間に官公庁が発注した類似の業務（関係人口の創出や関係深化等の取組）の履行実績がある者であること。なお、履行実績を示すことができる場合に限り、業務形態は委託契約の形態に限らない。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要があることに注意すること。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書類	備考
ア 申出書	・ 様式2 ※両面印刷の上、代表印を押印すること。
イ 登記事項証明書	登記は現在事項証明または全部事項証明

	(写し可)
ウ 財務諸表	貸借対照表、損益計算書（直前2期分）
エ 納税証明書 （市町村税）	本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの ※課税されているすべての税目についての証明を受けること（札幌市税の場合は「納税証明書（指名願）」）
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

5 企画提案を求める項目

以下の点について、別紙「業務仕様書」を踏まえた企画提案を行うこと。

(1) 業務の理解、遂行能力、スケジュール、実績について

本業務の目的や、本業務を遂行するにあたっての実効性のある体制、業務スケジュール、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績を示すこと。

(2) アンケートの提案について

本業務の目的を踏まえ、アンケートの手法等について実施方針及び内容を具体的に示すこと。提案にあたっては、統計上根拠のある回答数を目標に設定するとともに、より多くの回答を得ることができる工夫や効果的な内容となるよう留意すること。

(3) 関係深化に関する取組について（特定の目的を持たない層）

本業務の目的を踏まえ、札幌を実体験できるツアーについて、その企画内容について具体的に示すこと。なお、提案に当たっては、参加者を関係人口に引き上げるための工夫及びさっぽろ連携中枢都市圏との連携イメージについても盛り込むことを必須とする。

(4) 関係深化に関する取組について（特定の目的を持つ層）

二地域居住に興味がある方を対象とするイベントの企画内容を具体的に示すこと。提案に当たっては、参加者が本市の関係人口（二地域居住の実施を含む）となるような工夫を盛り込むこと。なお、会場等については本市にて調整中であることから、会場や時期などに流動的に対応できるような内容とすること。

(5) 関係人口施策の方向性の導出について

本市が目指すべき施策の方向性を導出するための分析イメージを具体的に示すこと。仕様書に定める観点は必須とし、そのほか効果的な観点がある場合は、提案に盛り込むこと。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、次のとおり電子メールにて質問書（様式6）を提出すること。

ア 提出期限 令和8年8月5日（水）正午まで（送付にあたっては必着）

イ 提出場所

質問事項を簡潔にまとめ、電子メールにより、上記2に示すメールアドレスあて送付すること。なお、電話やFAXによる提出は認めない。

なお、メールの件名を「札幌市における関係人口施策の在り方に関する調査・分析等業務」とすること。

ウ 質問に対する回答

回答については電子メールにて行う。また、公平を期するため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。受付期間内に到着しなかった質問書については回答しない。

7 参加手続き等

(1) 参考意向申出書及び資格審査に係る提出書類の提出等

ア 提出期限 令和8年8月12日（水）正午まで（送付にあたっては必着）

イ 提出書類

(ア) 参加意向申出書 様式1のとおり

(イ) 上記4(6)に示す履行実績が分かる書類

(ウ) 資格審査関係書類 一式

※(ウ)については、上記4に示す札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出を要する。

ウ 提出方法

電子メールにより上記2のメールアドレスあてに期限までに提出すること。なお、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録がない者については、郵送又は持参により提出すること。郵送又は持参の際の提出場所は上記2と同じ。

エ 参加資格結果通知

上記イの提出書類の内容を精査し、上記アの提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を書面にて通知する。なお、参加資格を満たすことができた者に対しては、口頭またはFAX等にて通知する。

オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、その理由の説明を書面（様式自由）により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参又は電子メール（送信要件は上記ウの後段と同じ。）によること。

(2) 提案書類の提出等

ア 提出期限 令和8年8月19日（水）正午まで（送付にあたっては必着）

イ 提出書類（正本及び副本の二種類を用意すること。）

(ア) 業務従事者一覧・・・・・・・・・・様式3のとおり

(イ) 類似業務等実績一覧・・・・・・・・・・様式4のとおり

(ウ) 業務体制の概要及び実施方法・・・・・・・・・・様式5のとおり

(エ) 企画提案書・・・・・・・・・・様式自由（片面印刷とする。）

(オ) 業務費内訳書（積算書）・・・・・・・・・・様式自由

ウ 提出方法

電子メールにより上記2のメールアドレスあてに期限までに提出すること。

エ 提案書類の作成及び提出にあたって留意事項

- (ア)提出書類には表紙をつけ、表題として「札幌市における関係人口施策の在り方に関する調査・分析等業務」と記載すること。
- (イ)提出書類には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記する等、特定できない表現で記載すること。
- (ウ)業務従事者一覧について
 - a 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
 - b 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。
 - c 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。
 - d 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（〇）を付けること。
- (エ)体裁は下記のとおりとする。
 - a スライドサイズは16:9のワイド画面とすること。
 - b 表紙・目次、添付資料一覧表をつけ、ページ下部にページ番号を降ること。
- (オ)類似・関連業務等実績一覧について
本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。
- (カ)提案は簡潔明瞭に作成すること。
- (キ)文章を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
- (ク)提案書類の提出は1者につき1案のみとする。
- (ケ)提出後の差替え、変更、再提出及び追加(下記(サ)の場合を除く。)は認めない。
- (コ)提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (ク)提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

提案書類は、本市関係部局の関係職員7名からなる本企画競争に係る実施委員会において、次号に基づき委員個々に評価項目毎に評価点を採点し、その合計値が最低評価基準点(※②)以上を満たすもののうち最も高い合計値の者を契約候補者とする。

(2) 審査(評価)方法(評価基準)

ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記9「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。

イ 審査(評価)は、次のとおり2つの分類にそれぞれ配点して行う。なお、分類毎の具体的な評価項目及びその評価(採点)基準については、別記の「提案書評価基準」による。

分類1 業務理解等	満点 80～140点(配点20点×委員4～7名※①)
分類2 企画提案	満点320～560点(配点80点×委員4～7名※①)
計(合計値)	満点400～700点(最低評価基準点(※②)240～420点※①)

※① 審査(評価)事務を円滑にかつ早期に審議する目的から、評価点等の満点にあつては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合がある。

※② 「最低評価基準点」は、エ-(イ)で後述する有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合に、契約候補者として選定する際の評価点の最低要件(当該評価点未満であった場合は契約候補者として選定せず。)をいう。

ウ 審査(ヒアリング審査)

対象者に対して次のとおり審査(ヒアリング)を行う。

(ア) 開催場所及び方法

オンラインでの開催を想定しており、審査(ヒアリング)対象者に対し別途(開催時期は令和8年8月28日(金)を予定)通知する。

(イ) 審査(ヒアリング)にあたっての留意事項

- a 審査(ヒアリング)は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや提案書類においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- b 審査(ヒアリング)の際に使用する資料等は、上記7に基づき提出された提案書類のみとする。
- c 出席者は2名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の本市との連絡調整担当又は予定業務責任者(いずれも提案者の指揮命令下にある者に限る。)とすること。
- d 審査(ヒアリング)は1提案者あたり25分(準備・説明15分+質疑応答10分)とし、順次提案者個々に行う。

エ 契約候補者の決定にあたっての留意事項

(ア) 契約候補者となるべき評価点の同じの者が2名以上いる場合は、次に掲げる事項の順に契約候補者の選定を行う。

- a 8(2)イの後段に記す別記の「提案書評価基準」にて指定されている審査項目「分類2 企画提案」の評価点(合算値)が最も高い者を優先に選定する。
- b 上記aにおいてもなお評価点(合算値)の同じの者が2名以上いる場合は、実施委員会の協議により契約候補者を選定する。

(イ) 有効な提案書類を提出した提案者が1名であった場合には、審査(ヒアリング)の結果、評価点(合算値)が最低評価基準点以上を獲得した場合にのみ、契約候補者として選定する。

オ 一次審査(書類審査)

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、上記ウの審査(ヒアリング審査)の前段において、有効な提案書類をもとに審査(評価)し、上位と評価された者5名程度を、上記ウの審査(ヒアリング審査)対象者として選定する。ただし、審査対象者が5名以下にあっては、一次審査を省略し、審査(ヒアリング審査)に移行する。

一次審査の結果、審査(ヒアリング審査)に移行できなかった者に対しては、その旨を別途書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面(提案者名、上記(2)イに基づく採点(合計値及び分類毎の採点)その他必要な事項を記した「企画競争選定結果調書兼通知書」)により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(1)オと同じ。)ができる。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

- (1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案
- (2) 業務費内訳書(積算額)が上記3(5)の予算額(事業規模)を超える提案
- (3) 審査(ヒアリング)に出席しなかった者がした提案
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記7(2)イの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記4の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取扱い

- (1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を除いて、公開・提供する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

- (1) 契約候補者との協議
本企画競争に係る役務の調達に関する詳細(業務仕様書の策定等)について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。
- (2) 見積書の提出
上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。
- (3) 契約の締結
上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取

り交わす。

(4) 役務契約に係る標準契約約款
別添参照

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額(免除規定を適用する場合有り)

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。